

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月10日
【会社名】	伊藤忠商事株式会社
【英訳名】	ITOCHU Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役副社長執行役員 鉢 村 剛
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田3丁目1番3号
【電話番号】	大阪(06)7638-2121
【事務連絡者氏名】	経 理 部 根 橋 哲 也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山2丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3497-2121
【事務連絡者氏名】	経 理 部 加 藤 貢
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 (東京都港区北青山2丁目5番1号) 伊藤忠商事株式会社 中部支社 (名古屋市中区錦1丁目5番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2021年5月10日（当社取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、当社が100%出資するOrchid Alliance Holdings Limited（以下、「Orchid社」といいます。）を通じて、Chia Tai Bright Investment Company Limited（以下、「CTB社」といいます。）に50%出資しており、CTB社は、CITIC Limitedが発行する普通株式の20%を保有しております。香港証券取引所におけるCITIC Limitedの株価が、当社単体決算における取得原価に対して著しく下落したことを受け、本邦会計基準に基づき、CITIC Limited株式を期末時点の株価を時価として評価した結果、当社のOrchid社に対する投資が毀損したことから、単体決算において、下記の損失を計上致しました。

なお、連結決算においては、CITIC Limited を持分法適用会社としており、持分法投資の減損テストにおいては、国際会計基準（IFRS）に基づき、株価による公正価値と将来キャッシュ・フローを基礎とする使用価値を総合的に勘案したうえで回収可能価額を算出しております。その結果、回収可能価額が持分法投資の帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

単体決算において、2020年度第4四半期に特別損失（「関係会社等事業損失」）として、2,427億円を計上致しました（「当期純損益」に対する影響額も同額）。

以 上